

# 福岡県公報

平成30年12月7日  
第4049号

## 目次

### 告示(第1070号-第1085号)

- 地方卸売市場の廃止の許可 (園芸振興課) …………… 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称の変更 (保護・援護課) …………… 4
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 7

### 公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 7
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) …………… 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 11
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 12
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 12
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …………… 12
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …………… 12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 13
- 建築基準法に基づく道路の指定 (建築指導課) …………… 13
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築指導課) …………… 17
- 私道の廃止及び変更の承認 (建築指導課) …………… 20
- 建築基準法に基づく一定の一団の土地の区域等の認定 (建築指導課) …………… 20

## 告 示

### 福岡県告示第1070号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第60条の規定に基づき、次のように平成30年11月14日付けで地方卸売市場の廃止を許可したので、福岡県卸売市場条例(昭和46年福岡県条例第46号)第46条第1号の規定により告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	卸売市場の廃止年月日
柳川青果地方卸売市場	柳川市三橋町藤吉530	青果部	柳川青果株式会社 代表取締役 阿津坂 人美	平成30年12月30日

### 福岡県告示第1071号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成21年10月福岡県告示第1553号甘木都市計画下水道事業甘木特定環境保全公共下水道及び平成27年3月福岡県告示第249号甘木都市計画下水道事業朝倉市朝倉処理区特定環境保全公共下水道の

事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

朝倉市

2 都市計画事業の種類及び名称

朝倉筑前都市計画下水道事業甘木公共下水道（特定環境保全公共下水道）

3 事業施行期間

平成7年12月15日から平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成21年10月福岡県告示第1553号及び平成27年3月福岡県告示第249号の事業地に次の区域を加える。

朝倉市 大字三奈木 字長者原、字長畑、字マダラ川、字春川、字八反田、字石佛、字天神下、字野口、字惣門、字長田、字東長田、字段ノ浦の各字の一部

大字牛鶴 字屋敷、字大道端、字長者原、字北口、字赤田、字藪原、字石測、字前田、字横大道、字茶屋ノ本、字三久、字免ノ上の各字の一部

大字相窪 字反端、字中川原、字松ノ木、字長者原、字屋敷、字前田、字柳原、字下川原、字天神屋敷、字原の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第1072号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合

を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑生菌62	ちくご糖尿病・内分泌クリニック	筑後市大字前津字松葉4-1	H 30・11・1
京生142	いのうえ内科クリニック	京都郡苅田町神田町一丁目26-8	H 30・11・1
像生菌80	いのくち歯科医院	宗像市稲元三丁目1-1 けやき通りテナント1号	H 30・11・9
八女生菌77	公立八女総合病院（歯科）	八女市高塚540-2	H 30・5・1
京生菌100	ハロー歯科クリニック 分院	築上郡築上町大字築城1904-20	H 30・10・1
古生菌34	クオール薬局 古賀店	古賀市舞の里三丁目8-17	H 30・10・1
田川生薬59	田川さのよい薬局	田川市宮尾町812-10	H 30・10・1
田川生薬61	ケイ調剤薬局	田川市大字伊加利2195-67	H 30・10・1
京生薬76	スマイル薬局 苅田店	京都郡苅田町神田町一丁目26-7	H 30・11・1

**福岡県告示第1073号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
宮生27	医療法人相生会宮田病院 附属山桜クリニック	宮若市本城 723 番地	H 30・9・30

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
遠生103	医療法人高陽診療所	遠賀郡岡垣町東松原一丁目 15 - 30	H 30・3・22
古生薬26	クオール薬局 古賀店	古賀市舞の里三丁目 8 番 17 号	H 30・9・30
筑紫生薬78	むらさき薬局	筑紫野市紫二丁目 1 - 4 1 F	H 30・9・30
小生薬48	イオン薬局 小郡店	小郡市大保字弓場 110	H 30・9・21
田生薬88	ケイ調剤薬局	田川市宮尾町 812 - 10	H 30・9・30
田生薬90	田川さのよい薬局	田川市大字糶 1700 - 81	H 30・9・30

## 福岡県告示第1074号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福地生173	たけすえ耳鼻科クリニック	那珂川市片縄五丁目 14	那珂川市道善五丁目 25	H 30・10・1
大野生歯54	むねおか歯科医院	大野城市白木原二丁目 10 - 1 白木原ビル 1 F	大野城市白木原二丁目 1 - 4	H 29・9・1

## 福岡県告示第1075号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大野生マ33	田村 光義（株）オファサポート ポートOFA療養サポート	大野城市中三丁目 15 - 12	H 30・10・29
飯生柔98	小鶴 遼平 ベースボール整骨院	飯塚市柏の森 13 - 77 HWT 柏の森 102 号	H 30・10・1
筑紫生柔83	藤本 早苗 堺整骨院 筑紫野院	筑紫野市光が丘四丁目 1 - 1	H 30・10・22
筑紫生柔84	花村 大基 くつろぎはり灸整骨院	筑紫野市二日市北二丁目 2 - 1 イオン二日市 2 F	H 30・7・23
春生柔64	堀口 忠弘 整骨院ふじた	春日市小倉二丁目 2 小倉不動産店舗 A 号室	H 30・10・1
福津生柔49	江頭 達明 えがしら整骨院	福津市花見の里二丁目 12 - 5	H 30・9・12
飯生はき23	上野 真司 上野訪問治療院	飯塚市阿恵 376 - 2	H 30・10・1
筑紫生はき20	花村 大基 くつろぎはり灸整骨院	筑紫野市二日市北二丁目 2 - 1 イオン二日市 2 F	H 30・7・23

大野生はき21	前村 哲也 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
大野生はき21	吉永 利英子 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
大野生はき22	米田 昭仁 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
古生はき9	油布 麻衣子 めぐり鍼灸院	古賀市花見南三丁目16-12	H 30・11・1

**福岡県告示第1076号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
福津生柔29	首藤 裕貴（えむず整骨院）	福津市花見の里二丁目12-5	H 30・4・1

**福岡県告示第1077号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

**1 名称の変更**

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大野生マ14	岡本 克朗（九州療養サポートセンター）	岡本 克朗 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
大野生マ15	井手 信二（九州療養サポートセンター）	井手 信二（OFAサポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
大野生マ17	桜井 善夫（九州療養サポートセンター）	桜井 善夫 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
大野生マ18	森本 鮎弥（九州療養サポートセンター）	森本 鮎弥 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
大野生マ19	木下 美代子（九州療養サポートセンター）	木下 美代子 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
大野生マ20	山口 浩二（九州療養サポートセンター）	山口 浩二 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
大野生マ22	吉永 利英子（九州療養サポートセンター）	吉永 利英子 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
大野生マ25	米田 昭仁（九州療養サポートセンター）	米田 昭仁 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
大野生マ26	井上 一夫（株）オファサポート九州療養サポートセンター	井上 一夫 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
大野生マ27	前村 哲也（株）オファサポート九州療養サポートセンター	前村 哲也 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1
大野生マ32	山本 七恵（株）オファサポート九州療養サポートセンター	山本 七恵 OFA療養サポートセンター	大野城市中三丁目15-12	H 30・10・1

**福岡県告示第1078号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年5月26日農林水産省告示第562号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第1079号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年5月福岡県告示第758号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第1080号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年5月12日農林水産省告示第604号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第1081号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。



平成3年1月17日農林水産省告示第50号（1，2，4に係るものに限る）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1082号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう）に係るものに限る）で定めるところによる。

平成2年4月11日農林水産省告示第550号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1083号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう）に係るものに限る）で定めるところによる。

昭和63年3月4日農林水産省告示第202号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1084号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	八女市矢部村北矢部10525番1先から 八女市矢部村北矢部10844番1先まで	5.0 ～ 37.5	283.7

八女	一般国道	442号	後	八女市矢部村北矢部10525番1先から 八女市矢部村北矢部10844番1先まで	5.0 ～ 37.5	283.7
			後	八女市矢部村北矢部10525番1先から 八女市矢部村北矢部10844番1先まで	5.0 ～ 42.5	

## 福岡県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市黒川1564番先から 朝倉市黒川1570番先まで	5.8 ～ 6.4	16.0
			後	朝倉市黒川1564番先から 朝倉市黒川1570番先まで	8.9 ～ 9.8	

## 公 告

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

## 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）

- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年12月21日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る機能証明書及び保守サービス拠点一覧を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

#### (2) 有効期間の更新手続



(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

#### (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

#### (3) 契約期間

平成31年3月1日から平成35年3月31日まで

#### (4) 履行場所

入札説明書による。

### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成31年1月18日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	A A
01	02	事務機器	A A
05	02	電気通信機器	A A

#### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

#### (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

#### (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する機能証明書及び保守サービス拠点一覧を総務事務厚生課調達班に平成31年1月10日（木曜日）午後3時00分までに提出して確認を受けた者

なお、提出した機能証明書及び保守サービス拠点一覧について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

#### (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

（F a x） 092-643-3109

- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
平成30年12月7日（金曜日）から平成31年1月10日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後3時00分まで）5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
ア 郵送する場合 平成31年1月17日（木曜日）午後5時00分  
イ 電子及び持参する場合 平成31年1月18日（金曜日）午後4時00分
- (3) 提出方法  
電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階  
福岡県総務部総務事務厚生課入札室
- (2) 日時  
平成31年1月21日（月曜日）午後2時00分  
※紙入札者は平成31年1月21日（月曜日）午後1時45分までに集合すること。
- 11 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、平成31年1月28日（月曜日）午後2時00分に再度の入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）

(4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用に

より入札した場合を含む。)

- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札( ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。)
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
The unit-price contract concerning copy service

#### (2) Time Limit of Tender

4:00 P M on January 18,2019

- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
TEL 092-643-3092

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー前原店  
(2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- ・屋外広告物を掲出する際は建設課と別途協議すること。
- ・道路上の電柱等に看板を設置しないこと。
- ・工事期間中、歩行者の安全確保のため交通整理を行うこと。
- ・変更後駐車場及び変更後駐車場までの道のりに当該店舗からのごみの散乱、投棄がないようにすること。
- ・変更後駐車場に当該店舗のごみ置き場を設置する場合は、生活環境課と別途協議すること。
- ・今後も当該店舗からのごみの分別の徹底と減量化に努めること。
- ・第2、第3駐車場の夜間の防犯対策を講じること。

公告

山田堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
空閑 繁則	朝倉市中161番地2

2 就任理事

氏名	住所
三好 龍三	朝倉市中155番地1

公告

久留米市大杜土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
八尋 良治	久留米市宮ノ陣町大杜293番地
八尋 勝次	久留米市宮ノ陣町大杜308番地1
松村 勝治	久留米市宮ノ陣町大杜166番地
高田 博文	久留米市宮ノ陣町大杜1260番地
八尋 久光	久留米市宮ノ陣町大杜329番地

2 退任監事

氏名	住所
高木 弘義	久留米市宮ノ陣町大杜185番地1
永嶋 幸輝	久留米市宮ノ陣6丁目26番1号

3 就任理事

氏名	住所
松村 勝治	久留米市宮ノ陣町大杜166番地
永嶋 幸輝	久留米市宮ノ陣6丁目26番1号
八尋 良治	久留米市宮ノ陣町大杜293番地
八尋 久光	久留米市宮ノ陣町大杜329番地
八尋 勝次	久留米市宮ノ陣町大杜308番地1

4 就任監事

氏名	住所
高木 弘義	久留米市宮ノ陣町大杜185番地1
権藤 忠昭	久留米市宮ノ陣町大杜1535番地

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営高田地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成30年12月7日から平成31年1月11日まで	みやま市役所

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所

県営高田地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	平成30年12月7日から 平成31年1月11日まで	みやま市役所
--------------------------------	------------------------------	--------

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市二森字折敷町770番7、770番9の一部、770番15及び770番16
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市南区桧原五丁目16番24-604号  
ハットトリック開発株式会社  
代表取締役 吉野 貢介

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
29久整第387号	平成29年4月1日	平成31年3月31日まで	①： 起点：大川市大字郷原字水落121番4 終点：大川市大字郷原字新添117番15 ②： 起点：大川市大字郷原字北田290番3 終点：大川市大字郷原	①：135.00 ②：110.00 ③：220.00	①：8.0～23.0 ②：8.0～31.2 ③：10.0～35.5

			字北田283番1 ③： 起点：大川市大字大橋字入道210番4 終点：大川市大字大橋字平原282番2		
29那整第597号-8	平成29年4月3日	平成31年3月31日まで	起点：太宰府市大字北谷868番地177 終点：太宰府市大字北谷1116番地4	55.50	8.0
29那整第873号	平成29年4月5日	平成31年3月31日まで	起点：朝倉市甘木975番地先 終点：朝倉市甘木809番地先	143.92	8.0
29福整第265号	平成29年4月13日	平成29年12月31日まで	起点：糟屋郡志免町南里五丁目69番の地先 終点：糟屋郡志免町南里五丁目69番の地先	18.20	6.26～13.20
29久整第387号-2	平成29年4月26日	平成31年3月31日まで	起点：みやま市瀬高町長田879-3番 終点：みやま市瀬高町長田751-2番	240.00	11.0～22.0
29那整第597号	平成29年4月27日	平成29年9月30日まで	起点：筑紫野市石崎二丁目75-1の地先 終点：筑紫野市石崎二丁目266-4の地先	115.00	6.0
29久整第387号-14	平成29年4月28日	平成29年11月28日まで	起点：大川市大字中木室境921番1の一部 終点：大川市大字中木室境921番13の一部	15.98	7.89
29那整第597号-2	平成29年5月9日	平成29年9月30日まで	起点：筑紫野市石崎三丁目477-3の一部、545-3の一部 終点：筑紫野市石崎三丁目477-3の一部、545-3の一部	25.80	6.5
29飯整第630号	平成29年5月10日	平成30年4月30日まで	①： 起点：直方市新町二丁目458-1地先 終点：直方市新町二丁目1444-5地先 ②： 起点：直方市新町一丁	①：182.00 ②：176.00	①：5.0～7.0 ②：5.0～6.0



			目445-5地先 終点：直方市新町一丁目1460-3地先		
29那整第597号-3	平成29年5月12日	平成29年7月15日まで	起点：太宰府市都府楼南四丁目811番1の一部 終点：太宰府市都府楼南四丁目811番1の一部	90.70	5.24～7.37
29福整第265号-2	平成29年5月19日	平成31年3月31日まで	起点：糟屋郡新宮町大字上府字神木538番1地先 終点：糟屋郡新宮町大字三代字壁塗1009番地先	301.20	12.0～19.0
29福整第265号-4	平成29年5月18日	平成29年7月16日まで	起点：糟屋郡志免町向ヶ丘二丁目1712-4、1712-5 終点：糟屋郡志免町向ヶ丘二丁目1712-4、1712-5	46.55	6.0
29那整第873号-2	平成29年5月31日	平成31年3月31日まで	起点：朝倉市甘木229番2地先 終点：朝倉市甘木274番1地先	334.00	12.4
29福整第265号-5	平成29年6月1日	平成31年4月1日まで	【浦志有田線】 起点：糸島市浦志一丁目74番11 終点：糸島市浦志一丁目81番5 【浦志泊線】 起点：糸島市浦志二丁目421番2 終点：糸島市浦志二丁目421番2	145.00	9.0～24.0
29北整第14号の1	平成29年6月12日	平成29年7月30日まで	起点：福津市福岡南二丁目1081-2 終点：福津市福岡南二丁目1081-2	31.38	5.555～6.743
29北整第14号の2	平成29年6月12日	平成29年10月31日まで	起点：京都郡荻田町大字南原字熊出1599-1 終点：京都郡荻田町大	20.70	9.0

			字南原字熊出1599-1		
29久整第387号-3	平成29年6月22日	平成31年5月31日まで	起点：大川市大字三丸1017番1 終点：大川市大字三丸1015番6	59.00	9.8～12.8
29福整第265号-6	平成29年6月29日	平成31年1月31日まで	起点：糟屋郡宇美町貴船一丁目602番の一部、道の一部、水路の一部 終点：糟屋郡宇美町貴船一丁目601番2の一部、道の一部、水路の一部	50.868	9.00
29久整第387号-4	平成29年6月30日	平成30年3月31日まで	起点：みやま市瀬高町下庄2251番8 終点：みやま市瀬高町下庄2098番2	97.50	6.0
29北整第14号の5	平成29年7月5日	平成30年3月31日まで	起点：福津市本木86-3地先 終点：福津市本木939-9地先	918.00	10.5
29北整第14号の4	平成29年7月6日	平成31年3月31日まで	起点：福津市中央六丁目5067番地地先 終点：福津市中央六丁目5060番地地先	574.00	16.618～20.057
29久整第387号-5	平成29年7月6日	平成30年3月31日まで	起点：小郡市福童字町338番12 終点：小郡市福童字町338番12	13.05	5.0
29久整第387号-6	平成29年7月6日	平成31年3月31日まで	起点：みやま市高田町今福596-2 終点：みやま市高田町今福599-3	116.00	8.5
29飯整第630号-2	平成29年7月7日	平成31年6月30日まで	起点：飯塚市鯉田2517-6地先 終点：飯塚市鯉田2517-6地先	115.553	6.000～6.668
29北整第14号の3	平成29年7月10日	平成29年12月15日まで	起点：福津市西福岡四丁目4560番14地先 終点：福津市西福岡五丁目4560番40地先	499.86	12.0

29 那整第 597 号 - 4	平成 29 年 7 月 14 日	平成 30 年 3 月 31 日 まで	起点：春日市紅葉ヶ丘 十丁目 85 番 1 の一部 終点：春日市紅葉ヶ丘 十丁目 73 番の一部	19.341	6.0
29 福整第 265 号 - 7	平成 29 年 7 月 18 日	平成 31 年 3 月 31 日 まで	起点：古賀市新久保一 丁目 403 - 2 地先 終点：古賀市新久保一 丁目 901 - 10 地先	500.00	16.0
29 福整第 265 号 - 8	平成 29 年 7 月 18 日	平成 29 年 11 月 20 日 まで	起点：糸島市篠原東一 丁目 639 - 6 地先 終点：糸島市篠原東一 丁目 639 - 6 先	33.049	4.92 ~ 5.40
29 福整第 265 号 - 9	平成 29 年 7 月 24 日	平成 30 年 3 月 31 日 まで	起点：糟屋郡宇美町大 字井野 324 番 4 の一部 、里道の一部 終点：糟屋郡宇美町大 字井野 327 番 1 の一部 、327 番 4 の一部、里 道の一部	75.00	4.0
29 北整第 14 号 の 6	平成 29 年 8 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日 まで	起点：行橋市大字道場 寺 1439 - 3 - 28 地 先 終点：行橋市大字道場 寺 1439 - 381 地先	96.00	9.25
29 久整第 387 号 - 8	平成 29 年 8 月 18 日	平成 31 年 3 月 31 日 まで	起点：みやま市高田町 竹飯 2070 - 2 終点：みやま市高田町 竹飯 1680 - 6	940.00	7.5
29 久整第 387 号 - 7	平成 29 年 8 月 31 日	平成 30 年 3 月 31 日 まで	起点：小郡市大保字井 尻 958 番 4 終点：小郡市大保字井 尻 958 番 4	26.13	7.50 ~ 7.67
29 那整第 873 号 - 3	平成 29 年 9 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日 まで	起点：朝倉市長渕字東 565 番 2 先 終点：朝倉市長渕字東 581 番 1 先	120.00	5.0 ~ 10.4
29 那整第 597 号 - 5	平成 29 年 9 月 5 日	平成 30 年 1 月 31 日 まで	起点：春日市白水池一 丁目 1007 番地と 157 番地の一部 終点：春日市白水池一 丁目 1007 番地と 158 番地の一部	22.50	5.5

29 久整第 387 号 - 9	平成 29 年 9 月 27 日	平成 30 年 3 月 31 日 まで	起点：みやま市瀬高町 長田 3045 - 2 終点：みやま市瀬高町 長田 3044 地先	36.00	4.0
29 福整第 2554 号	平成 29 年 9 月 27 日	平成 30 年 3 月 31 日 まで	起点：糟屋郡志免町別 府東二丁目 1244 - 6、 1248 - 32 終点：糟屋郡志免町 別府東二丁目 1248 - 26、1248 - 27、1248 - 28、1248 - 29、里 道の一部	140.21	6.0
29 福整第 265 号 - 11	平成 29 年 9 月 27 日	平成 31 年 9 月 30 日 まで	起点：糸島市前原北二 丁目 1743 番 2 終点：糸島市前原北二 丁目 1888 番 4	190.00	19.0
29 福整第 265 号 - 12	平成 29 年 10 月 10 日	平成 31 年 3 月 31 日 まで	起点：糸島市多久 378 - 6 終点：糸島市多久 559 - 5	120.00	12.2
29 飯整第 630 号 - 3	平成 29 年 10 月 16 日	平成 31 年 1 月 31 日 まで	①： 起点：田川郡添田町大 字添田字岩石山 2532 - 65 地先 終点：田川郡添田町大 字添田字ヲク 2531 地 先 ②： 起点：田川郡添田町大 字添田字岩石山 2532 - 65 地先 終点：田川郡添田町大 字添田字岩石山 2532 - 64 地先	①：110.70 ②：141.80	①：10.0 ②：6.0
29 福整第 265 号 - 13	平成 29 年 10 月 20 日	平成 31 年 3 月 31 日 まで	起点：古賀市青柳 470 番 2 地先 終点：古賀市青柳 489 番 1 地先	310.00	25.0
29 久整第 387 号 - 11	平成 29 年 10 月 23 日	平成 29 年 12 月 25 日 まで	起点：小郡市寺福童字 七斗前 22 番 1 地内 終点：小郡市寺福童字 七斗前 22 番 1 地内	76.76	6.0 ~ 8.0

29北整第14号 の7	平成29年 10月25日	平成31年 3月31日 まで	荻田町与原大字1296 番2外43筆	1479.00	6.0～16.0
29久整第387号 -13	平成29年 10月30日	平成31年 8月31日 まで	起点：八女郡広川町大 字吉常479番2先 終点：八女郡広川町大 字吉常359番2先	340.00	12.5
29那整第597号 -6	平成29年 10月31日	平成31年 3月31日 まで	起点：筑紫郡那珂川町 後野一丁目98番7地 先 終点：筑紫郡那珂川町 後野一丁目95番25地 先	60.00	22.00～23.34
29久整第387号 -15	平成29年 11月17日	平成31年 10月31日 まで	起点：柳川市古賀274 番2 終点：柳川市古賀258 番16	224.00	7.0～11.0
29北整第14号 の8	平成29年 11月28日	平成30年 6月30日 まで	起点：福津市宮司六丁 目282-6地先 終点：福津市宮司六丁 目275地先	189.062	6.0
29那整第597号 -7	平成29年 11月30日	平成30年 3月31日 まで	起点：春日市紅葉ヶ丘 十丁目73番の一部 終点：春日市紅葉ヶ丘 十丁目73番の一部	15.06	6.0
29那整第597号 -9	平成29年 12月13日	平成30年 5月31日 まで	起点：筑紫野市美咲 1023-1 終点：筑紫野市美咲 19-2	158.58	7.10～8.40
29福整第265号 -14	平成29年 12月18日	平成31年 12月31日 まで	起点：古賀市日吉二丁 目1328-4 終点：古賀市日吉二丁 目1323-1	128.30	15.3～17.0
29福整第265号 -15	平成29年 12月22日	平成31年 12月31日 まで	起点：古賀市日吉二丁 目1334-3 終点：古賀市日吉二丁 目1328-3	130.00	16.4～17.0
29北整第14号 の9	平成29年 12月28日	平成30年 2月28日 まで	起点：福津市福間南一 丁目357-13 終点：福津市福間南一 丁目357-17	25.65	6.00～6.15

29北整第14号 の10	平成29年 12月28日	平成30年 3月30日 まで	起点：行橋市大字長井 字陣山136番2地先 終点：行橋市大字長井 字陣山136番2地先	6.50	7.5
29飯整第630号 -4	平成30年 1月4日	平成31年 3月31日 まで	起点：田川郡川崎町大 字安真木3634-1地 先水路 終点：田川郡川崎町大 字安真木3634-1地 先	20.30	10.5
29久整第387号 -12	平成30年 1月9日	平成31年 3月31日 まで	起点：みやま市山川町 重富118-1 終点：みやま市山川町 重富117-1の地先	64.00	4.0～5.0
29久整第387号 -16	平成30年 1月26日	平成30年 7月31日 まで	①： 起点：大川市大字九網 字中野173-2 終点：大川市大字九網 字中野179-18地先 ②： 起点：大川市大字九網 字中野155-3 終点：大川市大字九網 字中野154-3 ③： 起点：大川市大字九網 字中野156-4 終点：大川市大字九網 字中野153-2	①：131.00 ②：36.30 ③：21.10	①：4.0～6.0 ②：4.0～6.5 ③：6.0
29那整第873号 -4	平成30年 2月9日	平成32年 1月31日 まで	起点：朝倉市鶴木344 -9 終点：朝倉市片延58 -1	386.50	8.0～20.4
29那整第597号 -10	平成30年 2月19日	平成30年 6月30日 まで	起点：筑紫野市大字永 岡198-1の一部 終点：筑紫野市大字永 岡198-1の一部	73.00	6.0～6.1
			1： 起点：筑紫野市大字若 江210 終点：筑紫野市大字筑 紫748-4 2：		

29 那整第 597 号 - 11	平成 30 年 3 月 6 日	平成 32 年 3 月 31 日 まで	起点：筑紫野市大字筑紫 659		
			終点：筑紫野市大字筑紫 659		
			3：		
			起点：筑紫野市大字筑紫 663 - 5		
			終点：筑紫野市大字筑紫 676 - 12		
			4：		
			起点：筑紫野市大字筑紫 649 - 7		
			終点：筑紫野市大字筑紫 659		
			5：		
			起点：筑紫野市大字筑紫 651 - 1	1：435.00	1：21.0
			終点：筑紫野市大字筑紫 659	2：74.00	2：4.0
			6：	3：34.00	3：4.0
			起点：筑紫野市大字若江 210	4：112.00	4：6.0
終点：筑紫野市大字筑紫 703 - 2	5：73.00	5：6.0			
7：	6：108.00	6：6.0			
起点：筑紫野市大字筑紫 659	7：118.00	7：6.0			
終点：筑紫野市大字筑紫 676 - 5	8：116.00	8：6.0			
8：	9：330.00	9：6.0			
起点：筑紫野市大字筑紫 676 - 3	10：40.00	10：6.0			
終点：筑紫野市大字筑紫 680 - 1	11：33.00	11：6.0			
9：	12：96.00	12：6.0			
起点：筑紫野市大字筑紫 663 - 5	13：40.00	13：6.0			
終点：筑紫野市大字筑紫 672					
10：					
起点：筑紫野市大字筑紫 678					
終点：筑紫野市大字筑					

			紫 672 11： 起点：筑紫野市大字筑紫 667 - 234 終点：筑紫野市大字筑紫 667 - 267 12： 起点：筑紫野市大字若江 306 - 1 終点：筑紫野市大字若江 306 - 5 13： 起点：筑紫野市大字若江 306 - 5 終点：筑紫野市大字若江 211		
29 那整第 597 号 - 12	平成 30 年 3 月 6 日	平成 32 年 3 月 31 日 まで	起点：筑紫野市大字筑紫 541 - 2 終点：筑紫野市大字筑紫 91 - 16	345.8	6.0
29 福整第 265 号 - 16	平成 30 年 3 月 12 日	平成 31 年 3 月 31 日 まで	起点：糸島市篠原西三丁目 163 - 10 終点：糸島市篠原西三丁目 786 - 9	115.00	12.2
29 久整第 387 号 - 17	平成 30 年 3 月 22 日	平成 30 年 9 月 30 日 まで	起点：小郡市寺福童 951 - 1 終点：小郡市寺福童 951 - 1	241.34	6.0
29 那整第 597 号 - 13	平成 30 年 3 月 27 日	平成 32 年 3 月 26 日 まで	起点：筑紫野市大字筑紫 1268 - 3 終点：筑紫野市大字筑紫 1016 - 5	650.00	11.0 ~ 11.5
29 那整第 597 号 - 14	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 6 月 30 日 まで	起点：春日市紅葉ヶ丘十丁目 85 番 1 の一部 終点：春日市紅葉ヶ丘十丁目 73 番の一部	19.341	6.0

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第

1項の規定により公告する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
29久整第50号-22	平成29年2月8日	筑後市大字前津字車路728番3	42.17	6.07～6.11
29久整第20号	平成29年4月13日	八女郡広川町大字新代字高原口727番14、727番13、727番7、731番6	34.98	4.50
29久整第20号-2	平成29年4月18日	柳川市大和町豊原字観音小路674番4	31.16	4.00
29久整第20号-3	平成29年4月25日	筑後市大字和泉字初町1054番3、1054番4	53.26	6.05
29那整第874号	平成29年5月16日	筑紫野市二日市北四丁目325番10	31.20	4.00
29福整第649号-1	平成29年5月17日	糟屋郡篠栗町大字田中字屋敷204番7	14.87	4.00
29那整第771号	平成29年5月18日	朝倉郡筑前町依井字金町1370番2	45.54	6.00
29福整第649号-2	平成29年6月13日	糟屋郡宇美町大字明神坂三丁目5390番1、5391番3の一部、5391番4の一部、5391番6	32.91	4.0～6.0
29飯整第1179号	平成29年6月16日	直方市大字頓野1915-4、1915-5、1913-3、1913-4、1914-9、1914-14	48.24	4.10
29北整第4号-1	平成29年6月20日	福津市津屋崎七丁目1595番1、1595番7	31.48	6.00～6.33
29飯整第1179号-2	平成29年6月23日	鞍手郡鞍手町大字中山2374-2、2375-8、2375-9、2385-5	64.76	6.00
29北整第4号-2	平成29年7月19日	遠賀郡岡垣町中央台六丁目429番1	44.11	6.03

29飯整第1179号-3	平成29年7月24日	飯塚市小正字天神ノ脇166番2、飯塚市小正字日焼214番3、飯塚市小正1171番の一部	69.90	5.01～6.00
29那整第771号-2	平成29年7月28日	朝倉郡筑前町当所字溝田75番2、朝倉郡筑前町当所字金鋪334番4、里道の一部	75.39	6.01
29北整第4号-3	平成29年8月4日	行橋市行事六丁目207-3、208-2、214-4、216-5	71.14	6.11
29北整第4号-4	平成29年8月7日	遠賀郡水巻町頃末南三丁目67番1	38.65	4.00
29久整第20号-4	平成29年8月7日	八女郡広川町大字新代607-8、607-12、722-3、水路の一部、722-7	16.35	4.04
29久整第20号-5	平成29年8月7日	筑後市大字西牟田字上京手3387-4	38.82	6.01
29久整第20号-6	平成29年8月17日	筑後市大字長浜字橋正野1089番2、1077番5、道の一部、水路の一部	54.00	6.00
29那整第771号-3	平成29年8月23日	朝倉市甘木字藪ノ鼻1373番4、1373番9、1374番5、1374番6、1374番7、1374番8、里道の一部	72.25	4.00～4.22
29北整第4号-5	平成29年8月23日	行橋市行事二丁目605番1、607番1、607番3	43.50	6.01
29久整第20号-7	平成29年8月23日	筑後市大字前津字前屋敷ノ下2623番3	43.86	6.00
29久整第20号-8	平成29年8月28日	八女市龍ヶ原字三本松22-10、22-9の一部、43-5の一部	17.10	6.00
29久整第20号-9	平成29年8月31日	筑後市大字長浜字野中2433番4、2436番13、水路の一部	69.19	6.04～6.11
29久整第20号-10	平成29年8月31日	八女郡広川町大字水原字堤990-4、987-1	60.07	6.00
29福整第649号-3	平成29年9月4日	糟屋郡粕屋町花ヶ浦四丁目582番4、582番4地先道路の一部	27.95	4.07～5.22



29久整第20号-11	平成29年9月5日	八女郡広川町大字新代字岡ノ前893番7、894番10	31.70	5.00
29飯整第1179号-4	平成29年9月7日	飯塚市忠隈字松本486番1、718番8の一部(水路占用許可部分)	23.64	6.00
29北整第4号-7	平成29年9月13日	行橋市行事一丁目779番1、水路(834番1)の一部	74.77	6.00
29北整第4号-6	平成29年9月14日	福津市宮司二丁目668番8	30.28	6.01
29福整第649号-4	平成29年9月20日	糸島市篠原西二丁目801番1、801番23、803番5	44.29	4.01～4.02
29久整第20号-12	平成29年9月20日	筑後市大字久富字東ノ前1029番4	99.00	6.05～7.77
29北整第4号-8	平成29年9月25日	遠賀郡水巻町頃末南三丁目52番2	36.70	4.00
29福整第649号-5	平成29年9月29日	糟屋郡須恵町大字須恵字沙井掛784-20、823-7	30.46	6.02
29久整第20号-13	平成29年10月10日	八女市本村字松原452番1及び水路の一部	95.69	6.02
29飯整第1179号-5	平成29年10月12日	田川郡福智町市場14番9	26.40	5.92～6.11
29北整第4号-9	平成29年10月17日	行橋市泉中央四丁目564番12、564番13	63.02	6.00
29北整第4号-10	平成29年10月25日	行橋市西泉三丁目1778番1、水路の一部	74.66	6.00
29北整第4号-11	平成29年11月8日	遠賀郡遠賀町遠賀川三丁目1766番1	76.09	6.00～10.00
29那整第771号-4	平成29年11月21日	朝倉郡筑前町野町字下原1638番16	39.57	6.00
29久整第20号-14	平成29年11月22日	八女市津江字栗ノ内165番9	43.12	6.10
29北整第4号-12	平成29年12月5日	行橋市大字大野井字清水935番1、935番4、935番5	58.48	6.00
29久整第20号-16	平成29年12月11日	みやま市瀬高町下庄字北原2226番2	31.06	5.00
29久整第20号-17	平成29年12月14日	筑後市大字熊野字車路1416番13	38.15	6.05

29北整第4号-13	平成29年12月15日	行橋市西宮市四丁目189番1	78.85	5.00
29北整第4号-14	平成29年12月18日	京都郡苅田町大字光国字呉町3680番2	41.82	4.00～4.02
29福整第649号-6	平成29年12月20日	糟屋郡志免町別府西二丁目924番1	22.68	4.00～7.91
29久整第20号-19	平成29年12月20日	柳川市矢加部字西田603番4	50.67	6.01
29福整第649号-7	平成29年12月21日	糟屋郡須恵町大字上須恵字ムカイ666-4	34.50	4.00
29久整第20号-20	平成29年12月22日	三潞郡大木町大字上八院1185番4	33.75	5.00
29北整第4号-15	平成29年12月25日	行橋市大字吉国字六反田205番1、行橋市大字吉国字柳217番1	63.48	6.00
29久整第20号-21	平成30年1月10日	筑後市大字熊野字壱丁畑827番108	23.41	6.11
29福整第649号-8	平成30年1月19日	糟屋郡須恵町大字須恵字仏生98-8、98-11	37.35	4.30
29久整第20号-22	平成30年1月19日	八女市馬場字熊野68-4、69-4、里道の一部、八女市馬場字本町283-12、283-13、283-14、283-15	33.212	4.00
29久整第20号-23	平成30年1月30日	八女市馬場字篠原446番4、446番5、442番3の一部、道の一部、水路の一部	30.41	7.42～7.54
29久整第20号-24	平成30年2月6日	筑後市大字長浜字行町1248番4、1248番9、1248番16	100.624	6.00
29飯整第1179号-7	平成30年2月9日	飯塚市潤野字寺場坂1315番1	33.56	6.00
29那整第771号-5	平成30年2月14日	朝倉郡筑前町松延字三国手783番19	27.50	6.00
29飯整第1179号-8	平成30年2月15日	飯塚市若菜字浦田256番121、256番141、259番19、259番29	45.28	4.076～4.089

29 飯整第 1179号 - 9	平成 30 年 2 月 19 日	直方市大字植木 1048 - 1、1048 - 8	79.087	6.00
29 北整第 4 号 - 16	平成 30 年 2 月 20 日	福津市宮司浜二丁目 2274 番 96	33.81	4.00
29 北整第 4 号 - 17	平成 30 年 2 月 20 日	行橋市大字吉国字鷲ノ瀬 333 番 1	62.19	6.00
29 飯整第 1179号 - 6	平成 30 年 2 月 21 日	飯塚市椿字古川 34 番 12、34 番 13	86.72	6.00
29 飯整第 1179号 - 10	平成 30 年 2 月 21 日	直方市大字頓野 3463 番 1	37.69	6.04
29 久整第 20 号 - 25	平成 30 年 2 月 22 日	柳川市出来町 23 番 17	40.57	6.00
29 久整第 20 号 - 26	平成 30 年 3 月 12 日	小郡市小郡字博多道 855 番 2、855 番 3、855 番 9、855 番 19、855 番 20	34.96	4.00 ~ 4.02
29 那整第 874 号 - 2	平成 30 年 3 月 15 日	大野城市下大利二丁目 274 番 3、289 番 12	34.92	5.00
29 福整第 649 号 - 9	平成 30 年 3 月 20 日	糟屋郡宇美町貴船二丁目 634 番 6、634 番 7、636 番 1	40.75	4.01 ~ 5.12
29 那整第 874 号 - 3	平成 30 年 3 月 20 日	春日市下白水北五丁目 80 番 7	28.72	4.00 ~ 4.01
29 福整第 649 号 - 10	平成 30 年 3 月 26 日	古賀市青柳町字古屋敷 209 - 9、209 - 10、211 - 3	60.03	6.00
29 北整第 4 号 - 18	平成 30 年 3 月 30 日	行橋市北泉一丁目 15 - 4、15 - 2 の一部、水路の一部、道の一部	14.88	6.00

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
29 久整第 50 号	平成 29 年 4 月 26 日	全部廃止	筑後市大字島田字天角 1244 番 2	13.75
29 北整第 1137 号	平成 29 年 5 月 17 日	全部廃止	遠賀郡芦屋町大字山鹿 182 - 1 の一部、188、189 - 1 の一部、189 - 3 の一部	244.00
29 久整第 50 号 - 2	平成 29 年 5 月 17 日	一部廃止	小郡市三沢字南内畑 3894 - 2 の一部、3895 - 3 の一部、3895 - 5 の一部、3895 - 6 の一部、3895 - 7 の一部	37.00
29 那整第 1252 号	平成 29 年 5 月 31 日	全部廃止	朝倉市甘木字水町 1 番 1	122.00
29 福整第 1144 号	平成 29 年 6 月 16 日	全部廃止	糟屋郡粕屋町長者原西一丁目 271 - 10	56.30
29 久整第 50 号 - 3	平成 29 年 11 月 1 日	全部廃止	みやま市瀬高町下庄字日渡 272 番 5	80.975
29 久整第 50 号 - 4	平成 29 年 11 月 1 日	全部廃止	みやま市瀬高町下庄字上町 1279 番 1	27.89
29 那整第 1252 号 - 2	平成 29 年 12 月 25 日	全部廃止	朝倉市頓田 309 番 1、17 地内	191.80
29 福整第 1144 号 - 2	平成 30 年 2 月 1 日	全部廃止	糟屋郡須恵町大字旅石字佛ノ浦 115 番 468	68.106
29 那整第 1252 号 - 3	平成 30 年 3 月 30 日	全部廃止	筑紫郡那珂川町今光五丁目 107 番 2、108 番 2	34.00

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のように一団地の区域等の認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。

平成30年12月7日

福岡県知事 小川 洋

認定番号	認定年月日	公告対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
29 北整第 50 号の 2	平成 29 年 5 月 2 日	中間市大根土 4425 - 316 他 9 筆	北九州県土整備事務所